

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定によつて、調理師試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成三十年十月十三日（土）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

学校法人 安田女子大学（広島県広島市安佐南区安東六丁目一三番一号）

三 受験資格

次のすべての要件に該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定によつて学校教育法第五十七条に規定する者とみなされるもの
- 2 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定める多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、受験願書受付日現在二年以上調理の業務に従事した者

四 試験科目

- 1 公衆衛生学
- 2 食品学
- 3 栄養学
- 4 食品衛生学
- 5 調理理論
- 6 食文化概論

五 受験手続

1 受験願書の受付期間

平成三十年六月十八日（月）から平成三十年六月二十二日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

郵送の場合は、簡易書留郵便とし、平成三十年六月十八日から平成三十年六月二十二日までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- (一) 広島県健康福祉局健康対策課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）
- (二) 広島市保健所（〒七三〇―〇〇四三 広島市中区富士見町一番二七号）
- 広島市保健所東区分室（〒七三二―八五一― 広島市東区東蟹屋町九番三八号）
- 広島市保健所南区分室（〒七三四―八五二― 広島市南区皆実町一丁目五番四四号）

広島市保健所西区分室（〒七三三―八五三〇 広島市西区福島町二丁目二番一号）
広島市保健所安佐南区分室（〒七三二―〇一九三 広島市安佐南区古市一丁目三三番一四号）

広島市保健所安佐北区分室（〒七三二―〇二九二 広島市安佐北区可部四丁目一三番一三号）

広島市保健所安芸区分室（〒七三六―八五〇一 広島市安芸区船越南三丁目四番三六号）

広島市保健所佐伯区分室（〒七三一―五一九五 広島市佐伯区海老園二丁目五番二八号）

呉市保健所生活衛生課（〒七三七―〇〇四一 呉市和庄一丁目二番一三号）

竹原市健康福祉課（〒七二五―〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一号）

三原市健康福祉課（〒七二三―〇〇一四 三原市城町一丁目二番一号）

尾道市健康推進課（〒七二二―〇〇一七 尾道市門田町二番五号）

尾道市因島総合支所健康推進課（〒七二二―二三九二 尾道市因島土生町七番地四

福山市保健所総務課（〒七二〇―八五一二 福山市三吉町南二丁目一―番二二号）

府中市市民課（〒七二六―八六〇一 府中市府川町三一五）

三次市市民課（〒七二八―八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一号）

庄原市保健医療課（〒七二七―八五〇一 庄原市中本町一丁目一〇番一号）

大竹市保健医療課（〒七三九―〇六九二 大竹市小方一丁目一―番一号）

東広島市健康増進課（〒七三九―八六〇一 東広島市西条栄町八番二九号）

廿日市市保健センター健康推進課（〒七三八―八五一二 廿日市市新宮一丁目一三番一号）

安芸高田市健康長寿課（〒七三一―〇五九二 安芸高田市吉田町吉田七九一―番地）

江田島市保健医療課（〒七三七―二二九七 江田島市大柿町大原五〇五番地）

府中町生活環境部環境課（〒七三五―八六八六 安芸郡府中町大通三丁目五番一号）

海田町保健センター（〒七三六―〇〇六六 安芸郡海田町中店八番三三―号）

熊野町生活環境課（〒七三一―四二九二 安芸郡熊野町中溝一丁目一―番一号）

坂町保険健康課（〒七三一―四三九三 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一―番一号）

安芸太田町福祉課（〒七三一―三六二二 山県郡安芸太田町大字下殿河内二三六番地）

北広島町保健課（〒七三一―一五九五 山県郡北広島町有田一二三四番地）

大崎上島町保健衛生課（〒七二五―〇四〇一 豊田郡大崎上島町木江四九六八番地）

世羅町健康保険課（〒七二二―一一一二 世羅郡世羅町本郷九四七番地）

神石高原町保健課（〒七二〇―一五二二 神石郡神石高原町小畠一七〇一番地）

3 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真（出願前六か月以内に撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの無帽かつ正面上半身のもので、裏面に氏名を記入したもの）
- (三) 次のいずれかを証明する書類
 - (1) 学校教育法第五十七条に規定する者であること。
 - (2) 調理師法附則第三項の規定によって学校教育法第五十七条に規定する者とみなされるものであること。

(四) 調理業務従事証明書

平成十二年度広島県調理師試験の受験者は、受験票をもって前記(三)及び(四)に代えることができる。

平成十三年度以降の広島県調理師試験の受験者は、受験票又は不合格通知書をもって前記(三)及び(四)に代えることができる。

受験願書の氏名と前記(三)及び(四)の書類又は受験票若しくは不合格通知書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本又は謄本を添付すること。

4 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合は、受験願書を提出する際に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

5 受験案内等の配布

受験案内・受験願書・調理業務従事証明書は、前記2の場所で配布する。

なお、これら受験案内等を郵便で請求する場合は、連絡用の電話番号を明記し、宛先を明記した返信用封筒（百二十円切手を貼った日本工業規格長形3号以上の封筒）を同封すること。

六 受験手数料

六千円

1 この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は返還しない。

(一) 納付書による納付（広島県の各市町及び県庁の受験願書提出先に受験願書を提出する場合）

広島県が発行する納付書により広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に納める。

この場合、払込証明書を受験願書の所定欄に貼って提出すること。

(二) 現金による納付（広島市、呉市、福山市及び県庁の受験願書提出先に受験願書を提出する場合）

六千四百分の現金を手数料納付窓口には納める。

2 次の(一)及び(二)の要件を満たす者は、この受験手数料を全額免除するので、受験願書と必要な書類のほかに、次の(二)の手帳とその写し(発行者印のあるページと本人の氏名・現住所の記載のあるページの写し)を受験願書提出先へ持参すること(代理人の持参も可)。

- (一) 広島県内に住所がある者
- (二) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を所持する者

七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

八 合格者の発表

平成三十年十一月三十日(金)午前十時に広島県庁、広島市保健所、広島市保健所東区分室、広島市保健所南区分室、広島市保健所西区分室、広島市保健所安佐南区分室、広島市保健所安佐北区分室、広島市保健所安芸区分室、広島市保健所佐伯区分室、呉市保健所生活衛生課、竹原市健康福祉課、三原市健康福祉課、尾道市健康推進課、尾道市因島総合支所健康推進課、福山市保健所総務課、府中市市民課、三次市市民課、庄原市保健医療課、大竹市保健医療課、東広島市健康増進課、廿日市市保健センター健康推進課、安芸高田市健康長寿課、江田島市保健医療課、府中町生活環境部環境課、海田町保健センター、熊野町生活環境課、坂町保険健康課、安芸太田町福祉課、北広島町保健課、大崎上島町保健衛生課、世羅町健康保険課、神石高原町保健課にて受験番号を掲示して行うほか、広島県ホームページに掲載する。

また、合格者には文書で通知する。

九 問合せ先

この試験についての問合せは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島県健康福祉局健康対策課(電話「〇八二」五一一三〇七六「ダイヤルイン」)
- 2 広島市保健所(「〇八二」二四一七四一七)
 - 広島市保健所東区分室(「〇八二」五六八七七五二)
 - 広島市保健所南区分室(「〇八二」二五〇一四一三六)
 - 広島市保健所西区分室(「〇八二」五三二一〇一七)
 - 広島市保健所安佐南区分室(「〇八二」八三一四五六三)
 - 広島市保健所安佐北区分室(「〇八二」八一九一三九五六)
 - 広島市保健所安芸区分室(「〇八二」八二一二八二九)
 - 広島市保健所佐伯区分室(「〇八二」九四三一九七六二)
 - 呉市保健所生活衛生課(「〇八二」二五一三五三七)
 - 竹原市健康福祉課(「〇八四六」二二一七一五七)
 - 三原市健康福祉課(「〇八四八」六七一六二三四)

尾道市健康推進課（〔〇八四八〕二四―一九六一）
尾道市因島総合支所健康推進課（〔〇八四五〕二二―〇二三）
福山市保健所総務課（〔〇八四〕九二八―一六四）
府中市市民課（〔〇八四七〕四三―七二〇七）
三次市市民課（〔〇八二四〕六一―六一三四）
庄原市保健医療課（〔〇八二四〕七三―一五五）
大竹市保健医療課（〔〇八二七〕五九―二四〇）
東広島市健康増進課（〔〇八二〕四二―〇九三六）
廿日市市保健センター健康推進課（〔〇八二九〕二〇―一六一〇）
安芸高田市健康長寿課（〔〇八二六〕四七―一二八一）
江田島市保健医療課（〔〇八二三〕四三―一六三九）
府中町生活環境部環境課（〔〇八二〕二八六―三二四二）
海田町保健センター（〔〇八二〕八三―四四一八）
熊野町生活環境課（〔〇八二〕八二―五六〇六）
坂町保険健康課（〔〇八二〕八二―一五〇四）
安芸太田町福祉課（〔〇八二六〕二五―〇二五〇）
北広島町保健課（〔〇五〇〕五八―一八五三）
大崎上島町保健衛生課（〔〇八四六〕六一―〇三三〇）
世羅町健康保険課（〔〇八四七〕二五―〇一三四）
神石高原町保健課（〔〇八四七〕八九―三三六六）